

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと認識し、企業価値の増大を実現するために、意思決定ならびに業務執行の迅速化、適正化を図ると共に経営内容の透明性を高め、そしてこれらに対する監督機能の強化を図る経営体制を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

最高経営責任者の後継者の計画については、代表取締役会長が独立社外取締役の意見・助言を受けた上で検討し、取締役会がその監督を行います。

後継者の選定方針は、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定する事としています。

最高経営責任者（CEO）等の後継者計画は現在ございませんが、今後設置予定の社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の中で検討してまいります。

【補充原則 4-2-1 報酬制度設計】

経営陣の報酬は、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得ていることで、客観性・透明性を確保しております。

今後は更に客観性・透明性を強化するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の設置を検討してまいります。

また、経営陣報酬はその一部を業績への貢献度に応じて支給しています。株式報酬制度は導入していませんが、役員持株会への加入を通じて企業価値の向上をより意識した経営を促しています。

【補充原則 4-3-2 CEOの選任】

最高経営責任者（CEO）は、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中から選定し、独立社外取締役の意見・助言を受けた上で取締役会で選任案を決議し、株主総会で可決され選任しております。

今後は更に客観性・透明性を強化するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則 4-3-3 CEOの解任】

最高経営責任者（CEO）の解任は、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と考えられる場合には、社外取締役が出席する取締役会において、十分に審議のうえ決議し、会社法の規定に従って解任手続きを行います。

今後は更に客観性・透明性を強化するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則 4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

代表取締役会長が取締役会の決議に先立ち、取締役候補者や報酬案について独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得ていることで、客観性・透明性を確保しております。

今後は更に客観性・透明性を強化するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則 4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

取締役候補者は、性別や国籍に捉われないこと無く、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできる多様性とバランスを考慮します。現時点では、当社の取締役会はジェンダーや国際性の多様性は実現できておりませんが、8名の取締役のうち2名が独立社外取締役で知識・経験・能力のバランスがとれ、多様性と適正規模を両立した構成となっています。また、監査等委員である社外取締役の2名とも、財務及び会計に関する十分な知見を有しています。取締役会は定期的にその実効性に関する評価を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先との業務提携の強化、取引関係の強化及び情報収集の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有する事とします。

政策保有株式は、保有する上で資本コスト等を踏まえた中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について取締役会で検証します。

なお、2017年度は政策保有株式のうち、1銘柄売却しました。

政策保有株式の議決権につきましては、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかを個別に検討したうえで、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、以下の通りとします。取締役は、当社の競業業務を行う場合、または利益相反に該当する取引を行う場合には、取締役会規程に従い、取締役会の承認を得なければならない。

当社は、主要株主等と通例的でない取引を行う場合、取締役会の承認を得なければならない。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、確定拠出型の年金制度となっておりますので、本原則は適応除外と判断しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 中期経営計画を策定し、当社HPで公表しています。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考えを定め、有価証券報告書 第4提出会社の状況 6コーポレートガバナンスの状況等に記載しています。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
 方針：取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、基本報酬と賞与で構成されています。
 基本報酬は、従業員に対する処遇とのバランスを考慮し、各取締役の職務内容、職責等を勘案して決定しています。また賞与は、当期の業績、各取締役の業績貢献度を勘案した上で決定しています。
 監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬のみとしております。
 手続：取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、上記の方針に基づき、独立社外取締役の意見・助言を受けた上で株主総会において決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額の限度内で取締役会の決議により決定しています。
 監査等委員である取締役については、上記の方針に基づき株主総会において決議された監査等委員である取締役の報酬総額の限度内で監査等委員会の協議により決定しています。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名
 方針：経営陣幹部選任、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補指名については、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできる多様性とバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。
 また、監査等委員である取締役候補者指名については、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しています。
 手続：上記の方針に基づき、独立社外取締役の意見・助言を受けた上で取締役会で選任案を決議し、株主総会で可決され決定されます。
 なお、経営陣幹部の解任は、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と考えられる場合には、社外取締役が出席する取締役会において、十分に審議のうえ決議します。なお、取締役の解任の決定手続きは、会社法の規定に従って行います。

(v) 株主総会招集通知で全役員の個別の選解任理由を説明します。

【補充原則4-1-1】

当社は監査等委員会設置会として定款及び取締役会規程を定め、法令に定められた事項、定款に定められた事項、その他重要な事項を取締役会決議事項と定め、それ以外の事項について経営陣に委ねています。
 取締役会は、業務執行取締役定期的に業務執行報告を行わせ、その監督を行っています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しています。

【補充原則4-1-1-1】

取締役候補指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできる多様性とバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しています。
 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人数は、定款で8名以内、監査等委員である取締役の人数は、定款で5名以内と定めており、取締役会において、実質的な議論を活発に行うために適切な人数と考えています。

【補充原則4-1-1-2】

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。

【補充原則4-1-1-3】

当社は、毎年1月から3月にかけて、各取締役による取締役会の自己評価を実施いたします。また、秘書室は社外取締役との間で、毎年1回取締役会の運営状況について意見交換を実施した上で、取締役会は取締役会の監督機能の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の見直しを行なっております。2017年度、取締役会は17回開催され経営戦略や設備投資等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われました。現在の当社取締役会は全体として実効性のあるものと評価しています。

【補充原則4-1-4-2】

当社では、取締役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、秘書室および関連部署から職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。また、社外取締役に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明、関連情報の提供などを行うほか、就任時オリエンテーション、工場視察や経営陣幹部との対話など、当社の業務内容を理解する機会を継続的に提供しています。このほか、取締役に対し、第三者機関による研修の機会を提供し、その費用は会社が負担しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社における株主との対話については、広報室が担当しています。株主との対話に関しては、広報室が代表取締役社長、経営企画担当取締役等と対応方法を検討し、適切に対応するものとします。また、広報室、経営企画室、総務部、経理部など、各部門が横断的に関与して株主に対して的確な回答が出来る様に連携して対応しています。株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しています。決算発表後の取締役会において、株主やアナリストから寄せられた意見を共有し、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しています。インサイダー情報の管理については、社内規定に則り、法令違反が生じない様に適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
キッセイ薬品工業株式会社	3,778,000	10.84
株式会社プレストシーブ	2,500,000	7.17
朝日生命保険相互会社	1,720,000	4.93
わかもと製薬取引先持株会	1,447,400	4.15

株式会社千葉銀行	1,322,568	3.79
日本ゼット株式会社	1,201,200	3.44
アクサ生命保険株式会社	1,128,000	3.23
ロート製薬株式会社	1,105,000	3.17
株式会社みずほ銀行	1,093,203	3.13
大正製薬ホールディングス株式会社	1,000,000	2.87

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 俊夫	税理士											
恵島 克芳	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 俊夫	○	○	——	長年にわたる税理士としての経験と専門分野における適切な助言を得るため。上場管理等に関するガイドラインに定める独立要件をすべて満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しました。
恵島 克芳	○	○	——	長年にわたり金融機関において、コンプライアンス、審査及び営業の要職を歴任され、その豊富な経験に基づく見識を有していること及び上場管理等に関するガイドラインに定める独立要件をすべて満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合には、当該取締役および使用人を配置することができるとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
内部監査に関しては、代表取締役社長直轄の内部監査室が監査担当者8名を指名し、内部監査規程に則り、各部門の業務活動等の適正性を監査する体制を整備しております。 監査等委員会監査に関しては、選定された監査等委員が中心となり取締役会及びその他の重要な会議に出席して取締役の業務の執行等について監査しております。また、監査等委員会は会計監査人および内部監査室と定期的に会議を持ち、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、基本報酬と賞与で構成されています。賞与は、当期の業績、各取締役の業績貢献度を勘案した上で決定しています。また、役員持株会への加入を通じて企業価値向上をより意識した経営を促しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成29年4月から平成30年3月までの事業年度における取締役(監査等委員を除く)に対する報酬は、支払人員9名、支給額105,210千円であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。監査役および取締役(監査等委員)に対する報酬は、支給人員7名、支給額21,630千円であります。支給額には社外取締役及び社外監査役を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、基本報酬と賞与で構成しており、株主総会において決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定しております。

基本報酬は、従業員に対する処遇とのバランスを考慮し、各取締役の職務内容、職責等を勘案して決定しております。また賞与は、当期の業績、各取締役の業績貢献度等を勘案した上で、決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、基本報酬のみとしており、株主総会において決議された監査等委員である取締役の報酬総額の限度内で、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

常勤監査等委員又は、秘書室が連絡、資料の配賦等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、平成29年6月23日開催の定時株主総会において、監査等委員会設定会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行致しました。

取締役会は、月に1回定例開催し、案件に応じて臨時開催をして会社の業務執行を決し、取締役の職務執行を監督しており、現行経営体制は、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である取締役3名で構成されております。また、取締役と主要部門長が出席する経営会議及び取締役と営業部門が出席する営業会議を原則月1回開催し、経営状況と業務運営について審議を行い、経営判断の迅速化と適正化の向上に努めております。

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成されております。監査等委員会が策定した方針や計画に従って取締役会や経営会議等に出席するほか、本社、主要事業所における業務及び財産の状況調査等を通じて取締役の業務執行を監査しております。

内部監査に関しては、代表取締役社長直轄の内部監査室が監査担当者8名を指名し、内部監査規程に則り、各部門の業務活動等の適正性を監査する体制を整備しております。

会計監査については、京橋監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当該体制は、当社の事業規模等を勘案し採用しているもので、それぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するものと考えております。

当社では経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、権限と責任の所在を明確にし、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機能的・戦略的な経営体制を構築し、業績向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限前に発送

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家の皆さまへ」という記載場所を設定	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	医薬品の研究開発、生産、供給を通じて健康で豊かな社会の創造と発展に貢献することを経営理念としており、「わかもと製薬行動憲章」そのものが、社会の一員としての行動規範であり、あらゆるステークホルダーの立場を尊重したものと認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境・地域社会への影響を常に配慮し、相模大井工場では「環境管理マニュアル」を制定し、「ISO14001」環境マネジメントシステムにより環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「わかもと製薬行動憲章」において、株主、取引先、消費者、地域社会等あらゆるステークホルダーに対して、会社情報を適切に開示し、企業活動の透明性を高めることを方針としております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備状況につきましては、平成14年6月に「わかもと製薬行動憲章」を制定（平成21年4月改訂）し、実践指針として、「わかもと製薬コンプライアンス・プログラム規程」を定めているほか、取締役等を構成メンバーとするコンプライアンス委員会やコンプライアンス相談・連絡窓口を設置し、徹底に努めております。

平成16年6月には信頼性保証部を設置し、医薬品の市販後の安全性情報管理と製商品の品質保証管理を強化する体制を構築いたしました。

平成17年4月の個人情報保護法の全面施行に伴い、当社個人情報保護方針、関連規程を策定するとともに、個人情報保護法管理者選任、個人情報管理委員会設置など社内責任体制・推進体制を構築いたしました。

平成18年5月に「内部統制基本方針」を制定し、平成27年5月および平成29年6月に一部改正を行い、内部統制システムの監査体制の整備に努めております。

内部監査に関しては、代表取締役社長直轄の内部監査室が監査担当者8名を指名し、内部監査規程に則り、各部門の業務活動等の適正性を監査する体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し不当不法な要求には決して応じません。この旨を「わかもと製薬行動憲章」に定めている他、公益社団法人「警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」等に参加し、その他外部機関と連携し、社内体制の整備に努めております。

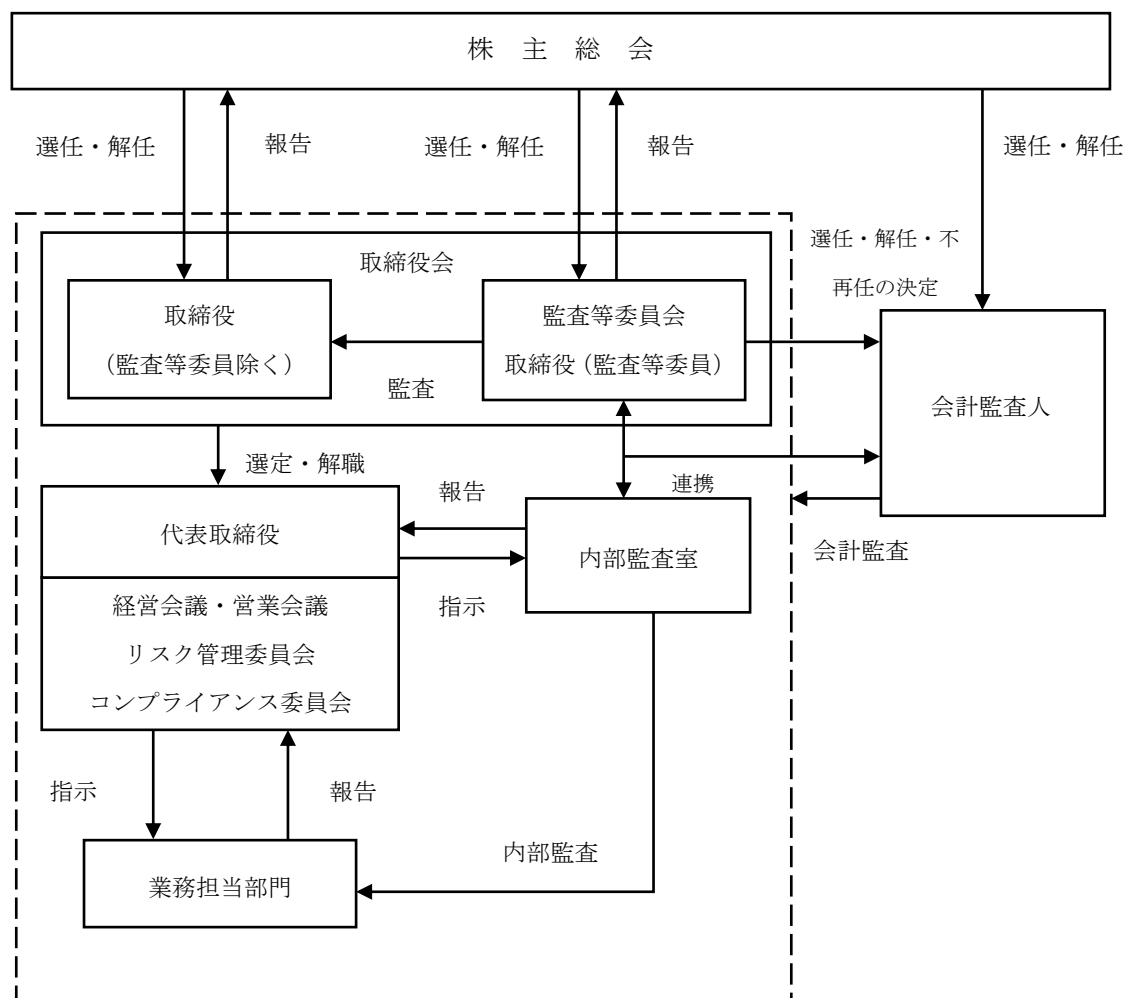
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制概要 模式図

